

# 栃木市立大平南中学校いじめ防止基本方針

## 【いじめの定義】

いじめとは、児童生徒に対して、該当児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒の行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## I いじめのない学校を目指して

全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」「いじめに苦しむ生徒を学校全体で支援する」ことを共通理解し、いじめのない学校を目指して全校体制で取り組む。

### 1 いじめの未然防止に向けて

- (1) 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な活動に取り組めるよう「学業指導」の充実を図る。
- (2) 計画的な指導を行い、生徒一人一人に「いじめを起こさない心」や「いじめを許さない態度」を育むことにより、生徒がいじめを自分自身の問題として強く認識し、自分の力で人間関係のトラブルを解決できるよう支援する。
- (3) 教職員の人権感覚を高め、それを生かして指導・支援に当たることにより、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように努める。
- (4) 生徒会等を中心としたいじめ根絶集会の実施など、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論し実践する活動に取り組むよう指導・支援する。
- (5) 学校として、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### 2 いじめの早期発見に向けて

- (1) いじめは、大人が気付きにくく、判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識する。
- (2) 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにする。
- (3) いじめの疑いがあることが判明した場合には、決して一人で抱え込むことなく、組織的な対応を図る。
- (4) 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒が教職員に相談しやすい体制を整える。
- (5) 日頃から保護者との信頼関係を築き、保護者との情報共有に努める。
- (6) 生徒、保護者からいじめの相談や通報があった場合、対応する担当窓口を明確にする。

### 3 いじめの早期解決に向けて

- (1) 常に、いじめられている生徒、保護者の立場に立った対応をする。
- (2) いじめられている生徒を徹底的に守る。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせ

たことのみで安易に解決したと思ひ込むことなく、継続的かつ組織的にその後の経過を見守る。

- (4) いじめる生徒については、行為の善悪等を認識させ、反省させて、二度といじめを起こすことのないよう、継続的かつ組織的に指導・支援する。
- (5) 双方の保護者に対して、誠意をもって学校としての説明責任を果たし、保護者の理解と協力を得ながら、いじめの解決に取り組む。

#### 4 本方針の見直しについて

本方針については、いじめへの取組の実効性がより一層高まるよう、教職員、生徒・保護者等による点検を踏まえて、定期的に見直し改善を図る。

## II いじめ防止等の対策のための組織について

いじめ・不登校対策委員会（いじめや不登校の未然防止及び早期発見のための対策に係る委員会、更に、いじめ認知時の対応及び不登校状態になった場合の対応に係る委員会）を組織し、校務分掌に位置付けて、いじめ等の未然防止、早期発見・早期解決に向け、組織的に対応する。

また、本委員会において、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの点検等を行い、「大平南中学校いじめ防止基本方針」を始めとした取組の実効性が高まるよう、改善を図る。

### 1 いじめ・不登校対策委員会（いじめや不登校の未然防止及び早期発見のための対策に係る委員会）《定期開催》

（委員）

校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭  
その他、必要に応じてスクールカウンセラー、外部専門家 等

### 2 いじめ・不登校対策委員会（いじめ認知時の対応及び不登校状態になった場合の対応に係る委員会）《随時開催》

（委員）

校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、部活動顧問、その他関係の深い教職員  
その他、必要に応じて栃木市教育委員会の生徒指導担当者や臨床心理士等、他外部専門家等

## III 具体的対応

いじめの問題に対して、全ての教職員が「いじめは、だれにでも、どこでも起こり得る」という認識のもと、未然防止に尽力するとともに、早期発見・早期解決のための組織的な対応にも努める。

### 1 いじめの未然防止対策

#### (1) 教職員のいじめに対する危機意識の高揚及び指導力の向上

ア 全教職員を対象とした、いじめに関する校内研修会を1、2学期の始めに実施する。

イ いじめに関するチェックリスト（教職員用）を利用して自己診断を行い、いじめに関する指導力の向上を図る。

#### (2) 校内体制の点検及び点検結果に基づいた改善

いじめに関する校内体制の点検を年1回以上実施し、点検結果に基づいた改

善を速やかに行う。

### (3) いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

道徳教育、特別活動、人権教育など、様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

#### ア 学業指導の充実

(ア) 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

(イ) 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

#### イ 道徳教育の充実

(ア) 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。

(イ) 「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を培う。

#### ウ 特別活動の充実

(ア) 特別活動の特質である「望ましい集団活動」を通して、よりよい人間関係を築く力を養う。

(イ) 生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを養うため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。

(ウ) 生徒会活動において、校内で「いじめ根絶を呼びかける運動」や生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。

#### エ 人権教育の推進

(ア) 生徒一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、学校生活の様々な場面で、その場に応じた適切な指導を行う。

(イ) 教職員自らの言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

(ウ) 「いじめは絶対に許さない」という人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

### (4) 保護者・地域との連携

学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「大平南中学校いじめ防止基本方針」を周知する。

### (5) ネットいじめへの対応

ア インターネットや携帯電話、スマートフォン等によるいじめの危険性を周知し、「携帯電話は持たせない」指導を行い、保護者の協力を得る。

イ 教科や道徳の時間、学級活動等を活用し、生徒一人一人に対して、情報機器（ゲーム機も含む）のもつ利便性と危険性をしっかりと理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

特に、以下の点について重点的に指導する。

(ア) 掲示板やプロフ、ブログ等に、むやみに個人情報に掲載しないよう、指導を徹底する。

(イ) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やアプリなどインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。

- (ウ) 有害サイト等にアクセスさせない指導を徹底する。
- ウ 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器等に関する研修会を実施する。

## 2 早期発見に関する対応

### (1) いじめを相談しやすい体制づくり

- ア 生徒や保護者からのいじめの相談・通報の窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。
- イ いじめに悩んだときの相談方法について、リーフレット等を作成・配布し、周知する。

### (2) 情報交換によるいじめに関する情報の共有

- ア 毎週水曜日に「生徒指導部会」を開き、気になる生徒の情報を交換・共有し、組織的に対応する。
- イ 養護教諭やスクールカウンセラーと情報を共有する体制を整える。

### (3) いじめに関するアンケートの実施

- 教育相談の前に「いじめの実態を把握するための調査」を実施し、早期発見に役立てる。

### (4) 教育相談の充実

- ア 教育相談週間を5月と1月に、三者面談を11月に設定する。
- イ 生徒が、いつでも気軽に相談できる人間関係を築くとともに、教育相談体制を整備し、様々な悩みに適切に対応することにより、生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ウ 学校における教育相談について、保護者にも啓発・情報提供を行い、保護者の悩みにも対応できるよう配慮する。

## 3 早期解決に向けた対応

### (1) いじめ・不登校対策委員会による調査

- 事実関係を把握するため、いじめ・不登校対策委員会が中心となって、関係生徒への事情聴取や緊急アンケート等を迅速かつ的確に実施する。
- その際、必要に応じて、栃木市教育委員会から助言を得るなど、関係機関とも連携を図る。

### (2) 保護者への報告

- ア いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し、情報を共有する。
- イ 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

### (3) いじめられている生徒及び保護者への支援

- ア いじめられた生徒や保護者に対し、安全・安心の確保と秘密の保持に徹することを伝え、できる限り不安を取り除く。
- イ いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、人権上の配慮に基づき決定する。
- ウ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

### (4) いじめた生徒への指導及び保護者への助言

- ア いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」「いじめは、いじめる側が悪い」ことを理解させるとともに、自分の行為を反省させ、責任を自覚させる。

イ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。

ウ いじめた生徒が十分に反省し、望ましい行動がとれるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。

**(5) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ**

ア いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、一人一人が意識を高め、根絶しようとする態度を育成する。

イ 周囲ではやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

ウ たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことが、とても大切であることを指導する。

**(6) ネットいじめへの対応**

ア ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ・不登校対策委員会で情報を共有するとともに、栃木市教育委員会と連携しながら、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。

イ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

**(7) 警察との連携**

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、所轄の警察署と連携して対処する。

**4 重大事態への対応**

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあり、「いじめ防止対策推進法第28条」により、当該事案が重大事態と判断した場合には、速やかに以下のとおり対応する。

(1) 栃木市教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

(2) 当該いじめの対処については、栃木市教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ・不登校対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校の組織をあげて行う。

(3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、栃木市教育委員会と連携しながら、学校の組織をあげて行う。

(4) いじめを受けた生徒とその保護者及びいじめた生徒とその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告も含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。

(5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けPTA等に協力を依頼する。

(6) いじめ・不登校対策委員会（いじめ認知時の対応及び不登校状態になった場合の対応に係る委員会）を中心として、速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校の組織をあげて着実に実践する。